

奈良市と大塚製薬株式会社との包括連携における協定書

奈良市(以下「甲」という。)と大塚製薬株式会社(関西第一支店取扱い:以下「乙」という。)とは、以下のとおり包括的な連携に関する協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲と乙が、それぞれの持つ資源や特性を生かしながら相互に連携及び協力し、地域の活性化及び持続的成長に向けた取組を推進していくことにより、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) ひとづくり(子育て、教育)に関する事
- (2) しごとづくり(産業・労働)に関する事
- (3) くらしづくり(福祉、健康、地域活動、スポーツ)に関する事
- (4) まちづくり(安全・安心、環境・衛生)に関する事
- (5) その他本協定の目的を達成するために必要な事項に関する事

2 前項各号に掲げる事項を効果的に推進するため、甲及び乙は必要に応じて協議を行うものとし、具体的な取組の内容及びその実施方法については、双方協議の上、別に定めるものとする。

(協定の期間)

第3条 本協定の有効期間は、その締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、当該有効期間終了の日の30日前までに、甲又は乙からの協定終了の意思表示がない限り、1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(秘密保持)

第4条 甲及び乙は、第2条の連携の実施にあたり知り得た秘密情報を、第三者に開示若しくは漏洩してはならず、本協定に基づく連携以外の目的に利用してはならない。

ただし、以下の事項は除くものとする。

- (1) 相手方から開示された時点で、既に公知となっているもの
- (2) 相手方から開示された後、開示を受けた当事者の責によらず公知となったもの
- (3) 相手方から開示された時点で、既に開示を受けた当事者が保有していたもので、その旨を遅滞なく相手方に通知したもの
- (4) 正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの
- (5) 相手方から開示された情報とは無関係に独自に開発したもの

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、法令に基づき、正当な権限を有する公的機関から開示要求を受けた場合は、できる限り事前に速やかに相手方にその旨書面で通知を行い、必要な範囲に限り、

当該情報を開示することができる。

3 甲及び乙は、本協定終了後も前二項による秘密保持の義務を負うものとする。

(変更及び解約)

第5条 甲又は乙は、本協定の内容の変更又は解約を申し出たときは、甲乙協議の上、本協定の変更又は解約を行うものとする。

(反社会的勢力)

第6条 甲及び乙は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号に定める「暴力団」、同項第6号に定める「暴力団員」、その他「暴力団」又は「暴力団員」に準じる反社会的勢力又は人物と一切の関係を持たないことを確約する。

2 甲及び乙は、相手方が前項に定める義務に反すると合理的に認められる場合は、当該相手方に対して事前に何らの通知をすることなく直ちに本協定を解除することができる。

(疑義の解決)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、解決を図るものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者が署名の上、各自その1通を保有する。

令和4年4月13日

甲 奈良県奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市

奈良市長

乙 大阪府大阪市北区中之島六丁目2番40号
中之島インテス14階

大塚製薬株式会社

関西第一支店 支店長